

都 市 政 策 に つ い て

都 市 政 策 課

目 次

1 成熟社会にふさわしいまちづくりの推進	
(1) まちづくり基本条例の推進	3
(2) 福祉のまちづくりの推進	6
(3) 花と緑の美しいまちづくりの推進	11
(4) 三宮駅周辺の再整備の推進	14
(5) 健康拠点構想等の推進	14
2 良好な景観形成の推進	
(1) 景観行政の概要	15
(2) 景観条例による優れた景観の創造・保全	15
(3) 屋外広告物条例による良好な広告景観の形成	20
(4) 緑条例による緑豊かな地域環境の形成	21
(5) 景観基金による支援事業の推進	23

1 成熟社会にふさわしいまちづくりの推進

(1) まちづくり基本条例の推進

(899千円)

阪神・淡路大震災等で得られた貴重な経験と教訓を生かし、成熟社会にふさわしいまちづくりを進めるため、まちづくり基本条例(平成11年3月制定)に基づき、県民等とのパートナーシップの下、生活者の視点に立って、安全に、安心して暮らすことができるまちづくり、地域への愛着を育む魅力あるまちづくりを総合的に推進している。

ア まちづくり基本方針

まちづくり基本方針(令和4年3月改定)は、「ひょうごビジョン2050」やコロナ禍等による社会状況の変化を踏まえ、県のまちづくりの方向性を総合的に示している。

○位置付け

- ・ひょうごビジョン2050を踏まえた、まちづくり分野における基本的な方針
- ・まちづくり施策を総合的に講ずるための県の基本的な行政方針
- ・市町のまちづくりに関する方針又は計画の策定指針

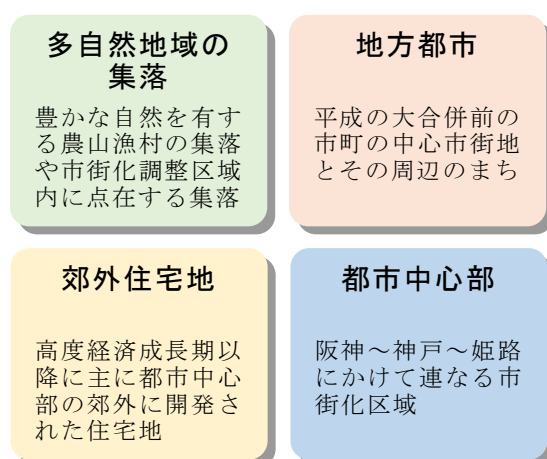
○基本コンセプト

すべての人が自分らしく輝ける「住みたい」「訪れたい」ひょうご

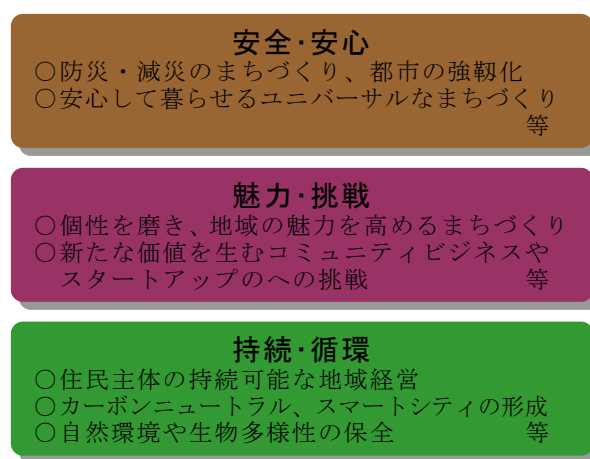
○4つの地域と3つのテーマ

多様な地域を有する本県の空間的な特徴を捉えた「4つの地域」と今後のまちづくりにおいて重要となる「3つのテーマ」を設定し、各主体がパートナーシップのもと、地域のまちづくりに取り組む。

< 4つの地域 >

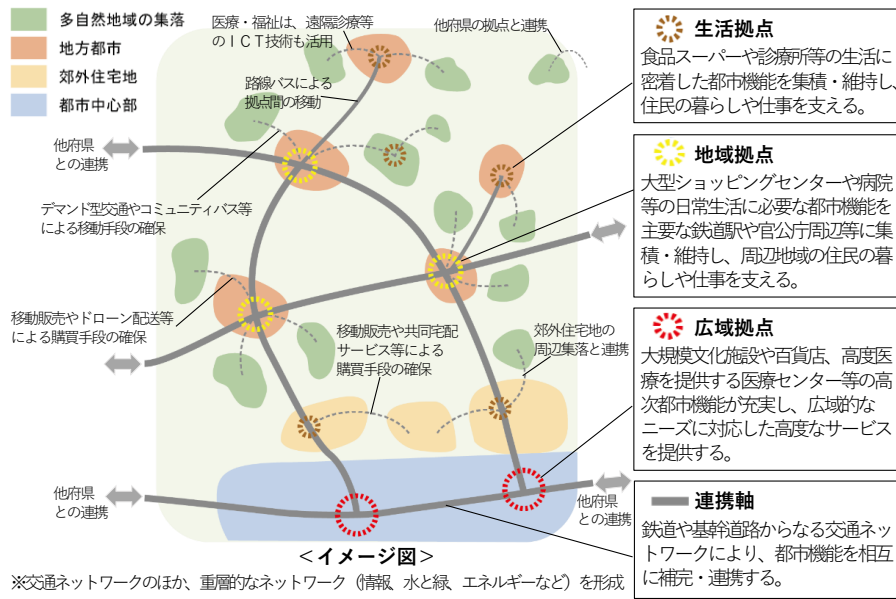


< 3つのテーマ >



○持続可能な都市構造の姿

誰もが安心して暮らし続けられるために、4つの地域が都市機能を相互に補完・連携し、持続可能でコンパクトな都市構造を構築



○めざす将来像

2050年における4つの地域の「めざすべき将来像」を提示

<p>多自然地域の集落</p> <p>〈めざす将来像〉 多様なつながりがつくる新たな「ふるさと」</p>	<p>地方都市</p> <p>〈めざす将来像〉 個性きわだち誇りある「地域の核」</p>
<p>郊外住宅地</p> <p>〈めざす将来像〉 多様な主体が住みごたえを高めあう「まち」</p>	<p>都市中心部</p> <p>〈めざす将来像〉 世界へ広がる交流「都市」</p>

Topic

各地域の主な取組の方向性（地方都市）

今後概ね10年間のまちづくり分野の「主な取組の方向性」を提示

地域公共交通の維持

- (取組例)
- ・ MaaS の導入促進
 - ・ 次世代モビリティの実証実験

地域資源を活かしたまちづくり

- (取組例)
- ・ まちなみや建造物への修景支援

ICT等による見守り

歩きたくなるまちなかの創出

創エネ・省エネ改修の推進

日常生活を支える都市機能の確保

- (取組例)
- ・ 立地適正化計画の策定促進

駅舎等のバリアフリー化

- (取組例)
- ・ 鉄道駅舎におけるエレベーターやホームドアの設置への支援
 - ・ オンステップバス等の導入への支援

挑戦できる場の創出

- (取組例)
- ・ 古民家、空き家のワーキングスペース等への支援

建築物の木造・木質化

イ 人間サイズのまちづくり賞の実施

安全・安心で魅力あるまちづくりに寄与する優れたまちなみや建築物及び優れた功績のあった団体等を「人間サイズのまちづくり賞」として顕彰し、県民の参画と協働によるまちづくりの普及・啓発を図っている。

○令和4年度表彰実績(応募総数：88件)

- ・まちなみ建築部門：8件(知事賞5件、奨励賞3件)
- ・まちづくり活動部門：5件(知事賞2件、奨励賞3件)
- ・花 緑 部 門：6件(知事賞3件、奨励賞3件)

<知事賞>

部門	表彰施設・団体等
まちなみ建築	西脇市庁舎・市民交流施設「オリナス」(西脇市)
	LILLY PLAZA ONE BLDG. (神戸市中央区)
	タクマビル新館(研修センター)(尼崎市)
	やぶ市民交流広場 YB ファブ(養父市)
	吉住工務店新社屋(丹波市)
まちづくり活動	特定非営利活動法人ひとまちあーと(たつの市)
	西小おやじの会(西脇市)
花緑	宝塚栄町シニアクラブ(宝塚市)
	北林 加津代(たつの市)
	太田 よしの(香美町)

<まちなみ建築部門>



西脇市庁舎・市民交流施設「オリナス」
(西脇市)

■市章をモチーフとしたアースカラーの外壁や播州織をモチーフとした天井、市産木材のカウンターなど、細部に至るまで西脇らしさを表現

<まちづくり活動部門>



特定非営利活動法人ひとまちあーと
(たつの市)

■コミュニティカフェや古民家宿泊施設の整備・運営支援など、地域と連携し、城下町の暮らしと文化を未来へ引き継ぐ持続型のまちづくりに貢献

<花緑部門>



宝塚栄町シニアクラブ
(宝塚市)

■遊びを取り入れた散水、芝の育成や鳥の巣作りなど、子ども会と連携して公園を管理することで、子どもを通じた地域コミュニティの形成に貢献

○令和5年度スケジュール

4月17日～6月16日 募集

まちなみ建築部門 : 39件
まちづくり活動部門 : 21件
花緑部門 : 18件

10月 審査委員会
11月 表彰式

(2) 福祉のまちづくりの推進

高齢者、障害者をはじめとするすべての人が、いつでもいきいきと生活し、能力を発揮して活動できるユニバーサル社会の実現に向け、「福祉のまちづくり条例」（平成4年制定）及び同条例に基づく「福祉のまちづくり基本方針」（令和3年3月改定）により、多様な要配慮者や地域特性に応じたきめ細やかなハード・ソフト施策に取り組んでいる。

ア 特定施設のバリアフリー化

(1,654千円)

(7) 建築確認制度と連動した審査の実施

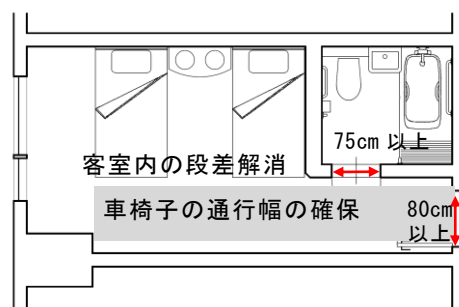
多数の県民が利用する福祉・医療・教育施設等のバリアフリー化を誘導するため、法及び条例に定められたバリアフリー整備基準に基づき、建築確認や条例による届出において適合状況を審査している。

○条例で整備基準を定める施設

①特定施設	公益的施設	社会福祉・医療・官公庁・教育文化施設、公共の交通機関の施設（鉄道駅舎等）、100㎡以上の店舗等
	共同住宅等	一定規模以上の共同住宅（2,000㎡又は21戸以上）、事務所（3,000㎡以上）等
	公共施設	道路、公園等
②小規模購買施設等	100㎡未満の店舗等（物販店舗、飲食店等）	
③住宅等	戸建住宅、長屋住宅、共同住宅（21戸以上）の専用部分等	

大阪・関西万博等により、高齢者や障害者を含めた多様な旅行者が多く来県されることへの対応として、車椅子利用者用客室のバリアフリー整備基準に加え、床面積の合計が1,000㎡以上の宿泊施設の一般客室の整備基準を条例で義務付け、令和4年4月から施行している。

- 《整備基準》
- ・一般客室の出入口幅80cm以上
 - ・浴室出入口幅75cm以上
 - ・客室内の段差解消
 - ・車椅子の通行幅の確保
 - ・一般客室までの経路をバリアフリー化



一般客室のバリアフリー整備基準

(イ) 施設のバリアフリー情報公表制度

10,000㎡以上の物販店舗など多数の県民が利用する一定規模以上の施設の所有者等に、インターネット等で当該施設のバリアフリー情報の公表を、全国に先駆けて条例で義務付けている。

駐車場	敷地内通路	誘導案内	建物の主な出入口	昇降設備	乳幼児設備	トイレ	その他設備	補助サービス

整備されていない設備は薄く表示

バリアフリー情報の表示例

○情報公表率（令和5年3月時点）

県施設：100%、市町施設：99%、国施設：100%、民間施設：56%

(ウ) 県民の参画と協働による施設整備・管理運営

建築や福祉の専門家と車いす使用者等の障害者等による「福祉のまちづくりアドバイザー」が、施設整備・管理運営に関して点検・助言を行う「チェック&アドバイス」を実施している。

また、その点検・助言の内容等を適切に反映し施設整備及び管理運営が行われている施設を「ひょうご県民ユニバーサル施設」として認定している。

令和3年度からは、障害者が働く事務所や多くの人が集まる駅周辺や商店街のまちなかにチェック&アドバイスの対象を広げて実施している。



チェック&アドバイス※の状況
※条例に位置付けた本県独自の取組

○実績（令和5年3月末）

	目標 (R3~7)	実績 (R3~4)
「チェック&アドバイス」の実施件数（累計）	100件	41件

イ 既存の宿泊施設のバリアフリー化

(25,500千円)

年齢や障害の有無等に関わらず、誰もが気兼ねなく旅行を楽しめるユニバーサルツーリズム（UT）の推進に向け、UTに積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設の事業者に対してバリアフリー改修を支援する。

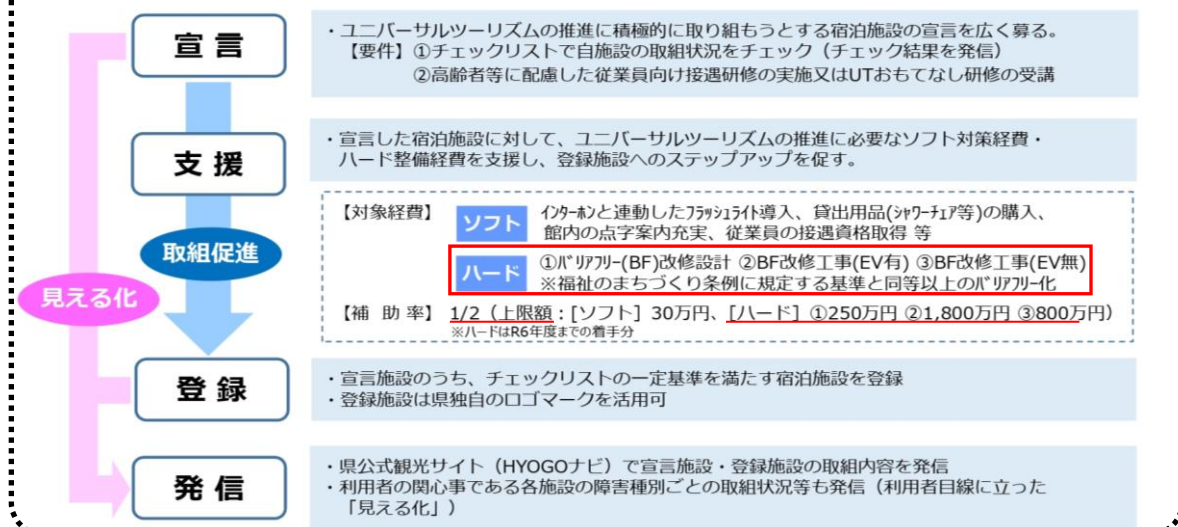
○ユニバーサルツーリズム推進事業（ハード整備支援）

補助対象	「ひょうごユニバーサルなお宿」宣言を行った宿泊施設
補助要件	・福祉のまちづくり条例に規定する特定施設整備基準と同等以上のバリアフリー化 ・チェック&アドバイス制度を活用
補助対象整備箇所	出入口、廊下、階段、スロープ、エレベーター等、便所、客室、敷地内の通路、駐車場、浴室、サイン等
補助金額（上限額）	①バリアフリー改修設計 2,500千円 ②バリアフリー改修工事（エレベーター工事有り）18,000千円 ③バリアフリー改修工事（エレベーター工事無し）8,000千円
負担割合	県 1/2※ 事業者 1/2 ※R6年度着手分まで市町負担なし

Topic

宿泊施設の宣言・登録制度

ユニバーサルツーリズムの推進に積極的に取り組むことを宣言した宿泊施設を県が支援し、登録・情報発信する制度を創設（令和5年度）



ウ 公共交通バリアフリー化

(163, 348千円)

(7) 鉄道駅舎エレベーター等の設置

国に先行して、平成5年度から対象を拡充しながら民間鉄道事業者が行う駅舎のバリアフリー化を支援し、令和4年度末に平均乗降客数3千人／日以上駅のバリアフリー化が完了した。

令和5年度からは、3千人／日未満駅の対象要件を見直し、高齢者や子育て世帯の利用が多い駅だけでなく、複数の路線が乗入れる駅や、周辺に病院・社会福祉施設等がある駅も支援対象に追加している。

また、鉄道駅バリアフリー料金制度が創設されたことを踏まえ、同制度を活用する路線の駅については、徴収料金を充当しない駅に限り支援を行うこととし、活用しない路線の駅については、これまでの支援を継続するとともに、市町がバリアフリー基本構想に位置付けた駅の補助率を拡充している。



JR 福岡駅

○鉄道駅舎のバリアフリー化状況（令和5年3月末）

1日の平均乗降客数	対象駅 (A)	整備済駅 (B)	(B/A)	R5予定	目標 (R7)
3千人以上	216駅	216駅	100%	—	全駅
3千人未満	166駅	59駅	35.5%	(阪神) 住吉 (R7完了) (山電) 藤江 (R8完了)	R7までの5年間で10駅整備

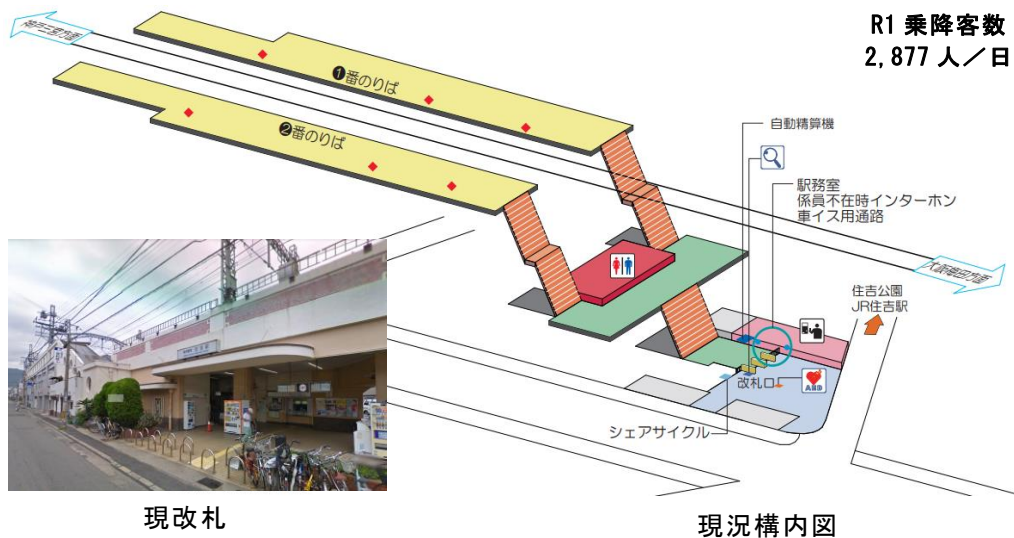
※ 全駅数：382駅

※ 3千人以上駅の2経路目は令和7年度までに2駅整備を目標

Topic

阪神住吉駅バリアフリー化工事の実施

鉄道駅バリアフリー料金制度を活用する路線だが、早期のバリアフリー化を目指し徴収料金を充当せず整備するため、従来どおりの支援を実施。新たな改札を設置しエレベーター2基を新設。（R5設計、R6～7工事）



R1 乗降客数
2,877人／日

○鉄道駅バリアフリー料金制度の創設を受けた見直し

料金制度を活用する大手3社はホームドア設置の安全対策を優先すること、残りの2社はバリアフリー化を優先するが徴収額が十分に確保できないことから、目標達成が困難なため、バリアフリー化を重点的に支援

料金制度	支援内容
活用する路線	徴収料金を整備費に充当しない駅に限り支援 補助率：県 1/6 市町 1/6 国 1/3 事業者 1/3
活用しない路線	通常駅：県 1/6 市町 1/6 国 1/3 事業者 1/3 基本構想駅※：県 1/4 市町 1/4 国 1/2（事業者負担なし） ※市町がバリアフリー基本構想に位置付けた駅

（参考）「県内路線の制度活用状況」

都市部において、鉄道事業者が利用者の薄く広い負担を得てバリアフリー整備を行う制度。R3.12に国が創設し、県内では5社（JR、阪急、阪神、神鉄、山陽）がR5.4から料金徴収を開始

事業者名	活用路線	料金徴収開始日
JR 西日本	神戸線（尼崎駅～西明石駅）	R5.4.1
	神戸線・山陽線（大久保駅～網干駅）	R7.4.1
	福知山線（塚口駅～新三田駅）	
阪急電鉄	全線 （神戸高速鉄道を除く）	R5.4.1
阪神電鉄		
神戸電鉄		
山陽電鉄		

(イ) 鉄道駅舎ホームドアの設置

平成29年度から、視覚障害者の駅ホームからの転落を防止し、安全性向上を図るため、鉄道駅舎のホームドア設置を支援している。

○目標（R7）：平均乗降客数10万人／日以上駅の全8駅で設置

○設置状況（令和5年3月末）

JR 西日本	三ノ宮駅（全番線）、神戸駅（2,5番線）、明石駅（3,4番線）
阪急電鉄	神戸三宮駅（全番線）、西宮北口駅（設計）
阪神電鉄	神戸三宮駅（全番線）
市営地下鉄	三宮駅（全番線）



鉄道駅舎ホームドア設置
（阪神神戸三宮駅）

※未着手駅：JR姫路駅

○令和5年度補助：JR西明石（5,6番線） ※10万人未満駅、継続事業

(ウ) ノンステップバス等の導入

高齢者等の利用が多い地域の移動を支えるバスのバリアフリー化を推進するため、民営バス事業者に対し、高齢者、障害者等が乗り降りしやすいノンステップバス等の導入を支援している。



ノンステップバス

○目標 (R7) : 導入率80%

○ノンステップバスの保有状況(令和5年3月末)

区分	対象車両数(A)	ノンステップバス車両数(B)	(B/A)
公営	610台	526台	86%
民営	1,637台	1,002台	61%
計	2,247台	1,528台	68%

※但馬や西播磨等の民営バス事業者は赤字路線であり、ノンステップバス導入率が低い

○令和5年度補助：44台

エ ユニバーサル社会づくり推進地区の指定

(10,967千円)

すべての人が暮らしやすく活動できるまちづくりを進めるため、中心市街地や主要な駅周辺など、市町と地域住民が協働してまちづくりに取り組む地区を「ユニバーサル社会づくり推進地区」に指定し、ハード・ソフト両面から協議会の取組を支援している。



推進地区のPR案内板(香美町)

○指定状況：36地区(市町)

(令和5年3月末)

○令和5年度予定：新温泉町湯地区(公民館のバリアフリー改修等)

(3) 花と緑の美しいまちづくりの推進

ア ひょうご花緑創造プラン

「ひょうご花緑創造プラン」（平成28年6月改定）に基づき、花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現を理念として、県民の参画と協働による花と緑のまちづくりを推進している。

目標年度	令和7年度			
理 念	花緑の『育み』、『恵み』による『ゆたかな暮らし』の実現			
基本目標	事項	プラン策定時	中間実績 (R2)	目標 (R7)
	身近な花と緑に満足する人の割合 [県民モニター調査]	65%	78.8%	70%
	市街化区域の緑地割合 (30%の維持)	30.6%	30.3%	30%
	人口集中地区の緑地割合 (25%の確保)	23.9%	24.6%	25%

イ 県民まちなみ緑化事業（第4期：R3～R7） (640,000千円)

都市環境の改善や防災性の向上を図るため、県民緑税を活用し住民団体等が行う植樹や芝生化などの緑化活動を支援している。

第4期事業では第3期事業の枠組みを維持しつつ、特に、県民が緑の効果を実感できる駅周辺や校園庭の芝生化など、緑が不足・偏在するまちの中心部の公的空間でのシンボル性の高い緑化を推進するため事業を拡充をしている。

○第4期における主な拡充内容（R3～）

- ・人口集中地区での補助対象面積を緩和（100㎡以上 → 30㎡以上）
- ・まちの中心部で市町と住民団体等が協働で行う花壇整備を支援
花壇整備（市町）：補助率1/2
植 栽（住民団体等）：補助率10/10
- ・駅前広場や商店街等でのプランター緑化を支援（30万円/基）
- ・校園庭の芝生化の補助限度額引上げ（400万円 → 800万円）
- ・物価及び人件費の上昇を踏まえ、1㎡あたりの補助限度額引上げ（R5～）

(7) 対象地域

市街化区域及び緑条例のまちの区域等

（校園庭の芝生化は全県、都心緑化は人口集中地区内の駅周辺が対象）

(イ) 補助対象となる経費、規模及び補助限度額

区 分		補助対象経費	最小規模	限 度 額
一般緑化	住民団体が公共用地で実施 ※1	資材費及び自らによる施工が困難な施工費 (プランター緑化上限：30万円/基)	30 m ²	400万円/件
まちなか 花壇	市町が公共用地で実施	市町：緑化基盤整備費×1/2以内	30 m ²	400万円/件
	住民団体等が植栽・維持 管理を実施	住民団体等：緑化資材費		
校園庭の 芝生化	住民団体が学校・幼稚園・ 保育園等で実施※1	資材費及び芝張り経費を除く施工費	30 m ²	800万円/件
		初期施設等費用加算（井戸）	—	60万円/件
		初期施設等費用加算（ポップアップ式プランター等）	—	140万円/件
ひろばの 芝生化	住民団体が公共用地で実施 ※1	資材費及び芝張り経費を除く施工費	30 m ²	400万円/件
駐車場の 芝生化	住民団体が公共用地で実施 ※1	資材費及び施工費（上限：資材費×1/4）	100 m ² ※2	375万円/件
屋上緑化 壁面緑化	住民団体、個人・法人等が実施 （一般県民が立ち入り可能な 場所に限る）	全体経費×1/2以内	100 m ² ※2	250万円/件※3
都心緑化	協議会が人口集中地区内 の駅周辺等で実施	全体経費×1/2以内	1,000 m ²	2,500万円/件

※1：個人や法人など住民団体以外が実施する場合は、補助率、補助限度額等が異なる

※2：人口集中地区の場合は30 m²

※3：ツル性植物による登はん・下垂型の壁面緑化の場合は75万円/件

○ 年度別事業実績

区 分	第4期			合計 (H18～R4)	
		R3	R4		
件 数	510	246	264	3,497	
件 数 内 訳	一般緑化	273	122	151	1,749
	まちなか花壇	4	4	0	4
	校園庭の芝生化	55	29	26	509
	ひろばの芝生化	82	40	42	451
	駐車場の芝生化	93	49	44	694
	屋上・壁面緑化	3	2	1	88
	都心緑化	0	0	0	2
事業費（百万円）	1,259	632	627	8,992	
緑化面積（ha）	21	11	10	211	



一般緑化（神戸市 縦の木福祉会）



校園庭の芝生化（神戸市 渦が森幼稚園）

- (ウ) 募集期間：令和5年4月3日から11月30日まで
(駐車場の芝生化は5月31日まで)

ウ 緑化基金による緑化活動の支援 (106,997千円)

県が公共事業等の開発面積に応じて拠出した負担金により兵庫県園芸・公園協会に設置した基金を活用し、緑化資材の提供やひょうごまちなみガーデンショーによる普及・啓発などを行い、全県で花と緑を生かしたまちづくりを推進している。

(ア) 緑化資材の提供

道路、河川の沿線や、公園の花壇等で樹木・草花を管理している住民団体に対し、花苗や肥料等を提供している。

○令和5年度予定：950団体

(イ) 緑のパトロール隊の配置

道路沿線など人々の目に触れやすい公共的空間等を巡回し、緑化活動団体等に花と緑の育て方や維持・管理方法の指導・助言を行っている。

○配置人数：19名（本庁、県民局・県民センターに配置）

(ウ) ひょうごまちなみガーデンショーの開催

花と緑に関する県民の関心を高め、緑化活動への一層の参画を促すため、ガーデンコンペやセミナーなどの普及啓発事業を実施している。

○令和5年9月17日(日)～9月24日(日) 明石公園及びその周辺



2022 ひょうごまちなみガーデンショー in 明石の様子

エ 建築物及びその敷地の緑化の推進

「環境の保全と創造に関する条例」に基づき、市街化区域において建築物の屋上緑化・壁面緑化並びに建築物の敷地緑化に関する緑化計画の届出を義務づけ、都市緑化の一層の推進を図っている。

○緑化計画の届出義務者

建築面積1,000㎡以上の建築物の新築等を行おうとする者

○緑化基準

①建築物の屋上・壁面（H14.10.1施行）

- ・利用可能な屋上面積の20%以上を緑地として確保

②建築物の敷地（H18.10.1施行）

- ・住宅：空地面積の30%以上を緑地として確保
- ・その他：空地面積の50%以上を緑地として確保
(※空地面積＝敷地面積－敷地面積×法定建蔽率)

○環境の保全と創造に関する条例に基づく届出及び緑化実績

区 分		H30	R1	R2	R3	R4	合計 (H14～R4累計)
建築物の 屋上・壁面	届出 (件)	40	44	37	38	45	1,462
	緑化面積 (ha)	1.7	1.3	1.4	1.2	1.4	55.8
建築物の 敷地	届出 (件)	95	80	86	82	82	1,680
	緑化面積 (ha)	22.9	12.1	27.7	31.1	11.6	439.7

※神戸市は市条例が適用されるため含まない。

(4) 三宮駅周辺の再整備の推進

兵庫の玄関口にふさわしい国際競争力のある魅力的な街となるよう、神戸三宮「えきまち空間」基本計画及び「新たな中・長距離バスターミナルの整備に向けた雲井通5・6丁目再整備基本計画」の早期実現を目指し、神戸市と連携し再整備を推進する。

なお、三宮駅周辺・臨海地域において指定されている都市再生緊急整備地域が、令和4年5月に元町エリアも含めて拡大された。



雲井通5丁目再整備
ビルのイメージ
(雲井通5丁目再開発株式
会社等他6者合同プレス
資料より)



JR三ノ宮新駅ビルの
イメージ
(2029年開業予定)

(規模)
延べ面積：約10万㎡
階数：地下2階・地上32階
高さ：約160m
(用途) 商業施設、オフィス、ホテル
[JR西日本勝記者発表資料から]

(5) 健康拠点構想等の推進

健康拠点構想（加古川市神野）では、県立加古川医療センターを中心に健康をテーマとした拠点づくりを推進しており、事業提案コンペで選定された民間事業者により、総合在宅ケアセンター等が整備・運営されている。

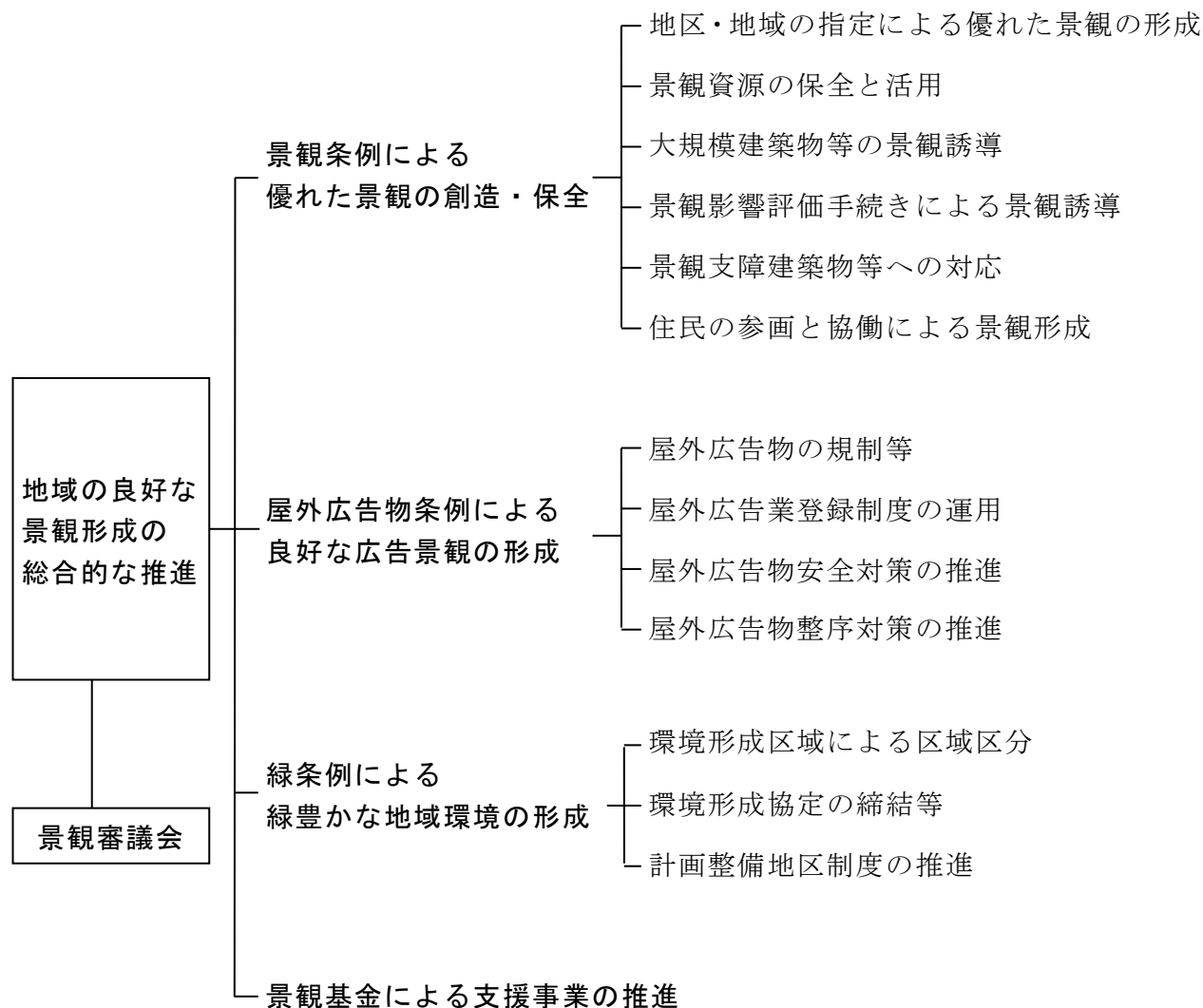
また、小野長寿の郷構想（小野市市場）では、多自然地域で三世代が交流する健康・安心・生きがいのまちづくりを推進しており、事業提案コンペで選定された民間事業者により、特別養護老人ホーム等が整備・運営されている。

引き続き、両構想の実現に向けた取組を進めるとともに、地域活性化に資する新たなニーズの掘り起こしに向けて、地元市と連携していく。

2 良好な景観形成の推進

(1) 景観行政の概要

地域の良好な景観形成のため、「景観の形成等に関する条例（景観条例）」による優れた景観の創造・保全、屋外広告物条例による良好な広告景観の形成、緑条例による緑豊かな地域環境の形成及び景観基金による支援事業を総合的に推進している。



(2) 景観条例による優れた景観の創造・保全

(4,716千円)

全国に先駆け、昭和60年から景観条例を施行し、優れた景観を創造・保全するとともに、建築物等と地域の景観との調和を図るため、景観形成地区、広域景観形成地域、景観形成重要建造物等の指定や大規模建築物等の景観誘導等を推進している。

ア 地区・地域の指定による優れた景観の形成

(7) 景観形成地区の指定

優れた景観を創造又は保全する必要がある地区を指定し、建築物等の意匠、材料又は色彩等の景観形成基準を定め、新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を行っている。



有馬道のまち並み

○指定実績：三木市三木城下町地区など 28 地区

※市指定への移行等により、現在 16 地区で指定・施行

歴史的景観形成地区 (11 地区)	1	たつの市龍野地区	[H2. 3. 30 (H27. 3. 31 変更)]
	2	たつの市御津町室津地区	[H6. 5. 13 (H22. 3. 30 変更)]
	3	多可町加美区岩座神地区	[H11. 12. 7]
	4	高砂市高砂地区	[H18. 9. 1]
	5	新温泉町浜坂味原川周辺地区	[H20. 3. 28]
	6	佐用町平福地区	[H23. 3. 29]
	7	加西市北条地区	[H24. 4. 10]
	8	太子町斑鳩地区	[H25. 3. 1]
	9	神河町中村・粟賀町地区	[H26. 4. 1]
	10	宍粟市山崎町山崎地区	[R1. 11. 15]
	11	三木市三木城下町地区	[R5. 1. 27]
住宅街等景観形成地区 (3 地区)	12	加東市ヤシロメモリアルガーデン周辺地区	[H1. 3. 28]
	13	洲本市古茂江海岸地区	[H4. 3. 27]
	14	高砂市高砂地区	[H18. 9. 1]
まちなか景観形成地区 (2 地区)	15	新温泉町湯・細田地区	[H18. 4. 1]
	16	高砂市高砂地区	[H18. 9. 1]
(市指定へ移行) (11 地区)	1	(川西市駅前地区)	[H3. 3. 29]
	2	(姫路市大手前通り地区)	[S61. 12. 23]
	3	(篠山市城下町地区歴史的景観形成地区)	[H5. 12. 24]
	4	(丹南篠山口 IC 周辺地区沿道景観形成地区)	[H20. 7. 1]
	5	(篠山市上立杭地区歴史的景観形成地区)	[H21. 3. 31]
	6	(豊岡市出石町城下町地区歴史的景観形成地区)	[S62. 10. 16]
	7	(豊岡市城崎町城崎温泉地区歴史的景観形成地区)	[H4. 8. 11]
	8	(朝来市生野町口銀谷地区歴史的景観形成地区)	[H10. 3. 26]
	9	(朝来市和田山町竹田地区歴史的景観形成地区)	[H10. 11. 27]
	10	(養父市大屋町大杉地区歴史的景観形成地区)	[H13. 10. 2]
	11	(養父市八鹿町八鹿地区歴史的景観形成地区)	[H16. 3. 19]
(広域景観形成地域へ移行) (1 地区)	1	(国道 312 号沿道景観形成地区)	[H18. 4. 1]

(イ) 広域景観形成地域の指定

幹線道路沿道や河川流域など複数の市町に広がる優れた景観を創造・保全する必要がある地域を指定し、大規模建築物等の意匠、材料又は色彩等の広域景観形成基準を定め、新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を行っている。



国道9号沿道地域沿道型広域景観形成地域

○指定実績：国道9号沿道地域など6地域

風景型広域景観形成地域 (3地域)	1	円山川下流地域 [H9. 3. 25]
	2	西播磨海岸地域 [H13. 3. 30]
	3	但馬海岸地域 [H15. 3. 4]
沿道型広域景観形成地域 (2地域)	4	国道312号沿道地域 [H18. 4. 1 (H27. 3. 31 変更)]
	5	国道9号沿道地域 [H28. 4. 12]
(廃止) (1地域)	6	(デカンショ街道地域風景形成地域) [H8. 3. 29]

※ デカンショ街道地域風景形成地域は、丹波篠山市が同基準を広域に平準化したことにより廃止。国道312号沿道地域は、景観形成地区から移行

(ウ) 景観形成重点区域の指定

景観形成地区等内で特に優れた景観の形成を図る区域を指定し、建築物等の意匠、材料又は色彩等の基準を定め、新築、増改築等に際して必要な指導、助言等を行っている。

○指定実績：三木市三木城下町地区 [R5. 3. 17]



三木市三木城下町地区
景観形成重点区域

(イ) 星空景観形成地域の指定

美しい星空の景観を保全する必要がある地域を指定し、照明器具の照射の向き等の星空景観形成照明基準を定め、多数の照明器具を使用する施設の新設、改修等に際して必要な指導、助言等を行っている。

○指定実績：佐用郡地域 [H17. 1. 1]

イ 景観資源の保存活用

(7) 景観形成重要建造物等の指定

地域の景観上重要な建造物や樹木を「景観形成重要建造物等」に指定し、所有者等に対して維持管理に必要な指導、助言を行っている。

また、景観形成重要建造物の保存活用の際に、建築基準法の適用除外の指定を受けるための「認定景観形成重要建造物」制度を設け、建物外観を維持したまま用途変更等による活用ができるよう支援している。

○景観形成重要建造物等指定

指定実績：127件（うち令和4年度7件）

1	蕎麦いち（旧小谷家住宅）	三田市
2	旧下比延公会堂（鹿野町ふれあい館）	西脇市
3	富久錦株式会社	加西市
4	坂越まち並み館	赤穂市
5	但馬安国禅寺とドウダンツツジ	豊岡市
6	水垣家住宅	養父市
7	旧西垣家住宅	丹波市



富久錦株式会社

解除6件（除却1件、指定文化財等へ移行5件）

(イ) 景観遺産の登録

地域特有の景観や日常に隠れた何気ない景観を「景観遺産」として登録して情報発信し、身近な景観の意義や魅力を県民に広く周知することで、ふるさと意識を醸成し、地域の活性化につなげる。

○登録実績：2件

1	織物産業を象徴するノコギリ屋根 [R5. 3. 17]	西脇市、加東市、多可町
2	“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～ [R5. 3. 17]	香美町



播州織工房館
（織物産業を象徴するノコギリ屋根）



旧熱田集落棚田跡
（“和牛の聖地”～純血種「但馬牛」のルーツ～）

Topic

景観資源を活用したひょうごフィールドパビリオンとの連携

SDGs体験型地域プログラムの魅力をさらに向上させるため、周辺散策などに活用できる地域の景観資源を記したマップを作成・PRし、ひょうごフィールドパビリオンの展開を支援する。

散策マップ例



ウ 大規模建築物等の景観誘導

周辺の景観に大きな影響を与える、高さ 15m 超、または建築面積 1,000 m² 超などの大規模建築物等について、意匠、材料又は色彩等の大規模建築物等景観基準を定め、新築、増改築等に際して届出を求め、指導、助言等を行っている。

○令和 4 年度届出実績：163 件

エ 景観影響評価手続きによる景観誘導

地域の景観に及ぼす影響が著しく大きい、一定規模以上の旅館・ホテル、ぱちんこ店などの特定建築物等の新築等に際して、計画段階における住民意見の聴取、特定建築物等景観基準への適合指導等の景観影響評価手続きを通じ、周辺と調和した景観形成を誘導している。

○令和 4 年度手続実績：4 件（旅館・ホテル 3 件、ぱちんこ店 1 件）

○最近の事例：



※(仮称)ホテルルートイン丹波篠山

伝建地区に近接していることから、地元市と調整を行い、分棟配置、2・3階の壁面後退、敷地内に中・高木の植栽の事前指導を行った。(令和 3 年度)

オ 景観支障建築物等への対応

景観形成地区及び広域景観形成地域の一部において、一定の破損・腐食が生じ、景観上支障となっている建築物等の所有者等に対し、その改善について指導、助言等を行っている。あわせて、景観上支障となっている建築物等の早期解消を促すため、当該建築物等の所有者等が自主的に除却・改修を行う場合に、市町と協調し、経費の一部を助成している。

カ 住民の参画と協働による景観形成（景観形成等住民協定）

住民が主体となった景観や風景の形成を進めるため、一定の区域内の土地や建物の所有者等による景観形成に関する住民協定を認定し、技術的な支援等を行っている。また、協定に基づく修景活動に対し、助成等を行っている。

○認定実績：4 地区

多可町加美区 ^{はせが} 箸荷地区	[H12.12.1]
多可町加美区 ^{いさり} 岩座神地区	[H14.3.12]
佐用町 ^{たわ} 田和地区	[H17.8.1]
三木市芝町・平山地区	[H27.5.25]



佐用町田和地区

キ ひょうごの景観ビューポイント150選

美しいまちなみや自然景観を眺望できるビューポイント（視点場）として「ひょうごの景観ビューポイント150選」を選定した。Instagramやツイッター等のSNSで広く情報発信するとともに、観光ボランティアガイドに周知する等、観光客の誘致及び地域の魅力ある景観の再認識に取り組んでいる。

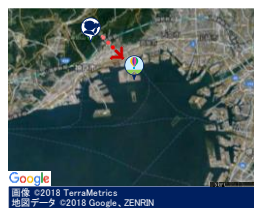
また、次代を担う若い世代へ更なる周知を進めるため、小中学生を対象に出前講座を実施している。

- SNS（フォロワー数 R5.5 末時点）
Instagram 約1万1千フォロワー
ツイッター 約6千フォロワー

- 紹介冊子
市町観光協会・図書館・県内小中高校等に配布、電子書籍で無料配布

- 出前講座
令和5年度予定 9校
令和4年度実績 神戸市立八多はた小学校など11校

神戸・阪神エリア



《ビューポイント》神戸市 摩耶山・掬星台
《見えるもの》阪神間・大阪方面の夜景

但馬エリア



《ビューポイント》朝来市 立雲峡第一展望台
《見えるもの》雲海に浮かぶ「天空の城」竹田城跡

(3) 屋外広告物条例による良好な広告景観の形成 (5,173千円)

良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため、市町や関係機関、住民団体等と連携し、「屋外広告物法」及び「屋外広告物条例」に基づく規制誘導を行い、良好な広告景観の形成を推進している。

ア 屋外広告物の規制等

条例に基づき、屋外広告物を原則掲出できない禁止地域や禁止物件、掲出に際して許可を要する許可地域を指定するとともに、地域・目的・種類に応じて許可基準を定め、許可や是正指導等の事務を委譲している市町と連携しながら、地域特性に応じた広告物の規制誘導を行っている。

(※政令・中核市、一部の景観行政団体(芦屋市、豊岡市、丹波篠山市)は独自条例による)

- 禁止地域等の指定等に係る令和4年度実績
・ 東播磨道の供用区間延長に伴う第3種禁止地域等の指定

イ 屋外広告業者登録制度の運用

屋外広告業者の健全な育成を図るため、条例に基づき、業登録制度（登録有効期間：5年）を運用している。

（※政令・中核市は独自条例による）

○登録業者数（令和4年度末現在）

登録自治体名	兵庫県	神戸市	姫路市	尼崎市	西宮市	明石市
登録者数	1,269	703	551	453	493	430

※登録は、条例制定の自治体単位で必要なため、各自治体の登録者数は重複している。

ウ 屋外広告物安全対策の推進

屋外広告物の落下事故防止のため、点検のポイントを示した手引の作成・配布、パトロールの強化、有資格者による点検の制度化などにより、屋外広告物の安全対策に取り組んでいる。

また、兵庫県屋外広告美術協同組合と連携し、実際の屋外広告物を対象とした安全点検の市町向け講習会を開催し、担当者の知見・技術の向上を図っている。

○令和5年度講習会開催予定：11月頃

エ 屋外広告物整序対策の推進

周辺と調和した良好な広告景観の形成を推進するため、9月1日～10日の「屋外広告物適正化旬間」を中心に、市町単位で関係機関等が連携して合同パトロールを実施し、違反はり紙等の除却や違反広告物の指導を行っている。

また、県・市町が連携し、重点区域を設定して違反業者・広告物対策に取り組んでいる。

電柱の違反簡易広告物を行政が自ら撤去できる「簡易除却制度」については、市町がその権限の一部を住民団体等に委任し、住民の参画と協働による整序化対策を推進している。

○令和4年度合同パトロール結果（独自条例制定市除く33市町）：除却83件、指導119件

○簡易除却等を行う住民団体等の数：123団体（令和5年3月現在）



合同パトロールの風景

(4) 緑条例による緑豊かな地域環境の形成

(164千円)

線引き都市計画区域を除く地域において、地域の独自性と主体性を生かしつつ、自然と調和した地域環境の形成を図るため、「緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」に基づき、適正な土地利用、森林及び緑地の保全と緑化の推進、優れた景観形成の視点で、開発行為等の誘導を図っている。

ア 環境形成区域による区域区分

自然的・社会的にまとまりのある8つの「緑豊かな環境形成地域」（北播磨北部、北播磨南部、中播磨、西播磨、南但馬、北但馬、丹波、淡路）について、それぞれ5種の「環境形成区域」に区分し、区域特性に応じた基準（森林保全率、緑化率等）を定めている。

区域区分 (条例第9条)		基準 (概ねの森林・緑地率等)
第1項	第1号区域 (森を守る区域)	森林環境の保全を図る区域 ・森林保全率 50%以上
	第2号区域 (森を生かす区域)	森林と建築物等が調和した 森林環境の形成を図る区域 ・森林保全率 30～50%以上
	第3号区域 (さとの区域)	農地と建築物等が調和した 田園環境の形成を図る区域 ・緑地率 20～30%以上を確保 ・周辺緑地 2～5 mを確保
	第4号区域 (まちなみの区域)	良好な市街地環境の形成を 図る区域 ・緑地率 10%以上を確保
第2項区域 (花と緑の交流区域)		その他、地域の特性に応じて 別に定める区域 ・地域に応じた森林保全率や 緑地率を確保

※

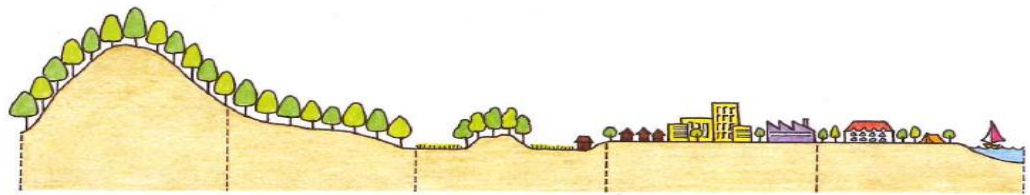
() 内の環境形成区域の名称は淡路地域の例。

イ 環境形成協定の締結等

一定規模以上の開発行為について、環境形成区域に応じて、許可、協議・協定又は届出の手續を求め、基準に適合するよう、誘導している。

第2号、第3号又は第2項区域においては、協議が成立した場合、事業者と県（又は市町）が「環境形成協定」を締結している。

環境形成区域のイメージと必要な手續等



環境形成区域	第1号区域 (森を守る区域)	第2号区域 (森を生かす区域)	第3号区域 (さとの区域)	第4号区域 (まちなみの区域)	第2項区域 (花と緑の交流区域)
手續	許可	協議・協定	協議・協定	届出	協議・協定
対象となる 開発面積	500㎡以上	1,000㎡以上（丹波地域は500㎡以上）			

○令和4年度手續実績

許可	協議・協定	届出 (計画整備地区含む)	通知 ^注	計
0件	63件	69件	10件	142件

注) 通知：国、地方公共団体等による開発

ウ 計画整備地区制度の推進

地域の実情に応じた、住民主体による質の高いまちづくりを支援するため、市町が住民とともに定めた地区独自のルール（土地利用や緑地に関する基準）を地区整備計画として認定している。

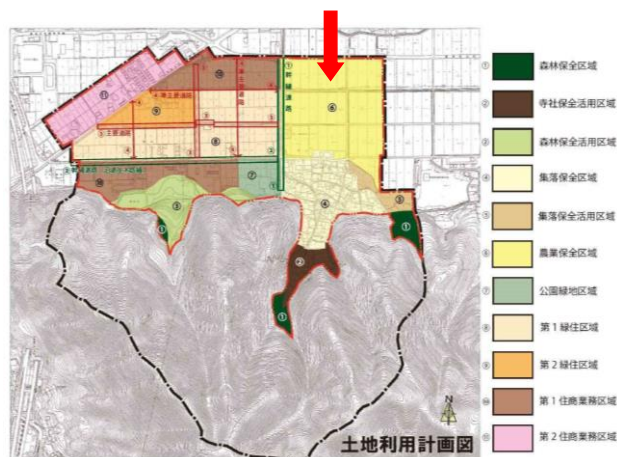
認定後は、整備計画で定めた基準に基づいて、市町が開発や建築行為の誘導を行っている。

○整備計画の認定実績：19地区

（姫路市1地区、養父市2地区、丹波篠山市12地区、丹波市3地区、洲本市1地区）



丹波篠山市 宇土地区
【R4.2認定】



宇土地区 土地利用計画図

(5) 景観基金による支援事業の推進

住民主体による景観まちづくり活動を支援するため、平成2年度から（公財）兵庫県まちづくり技術センターと連携し、建築物等の修景工事等の助成（修景助成）や景観まちづくりのためのアドバイザー派遣等（修景支援）などの「景観形成支援事業」を実施している。

○令和4年度実績

修景助成 19件、修景支援 15件、景観支障建築物等除却・改修助成 1件

○修景助成事例（たつの市龍野地区）



修景前



修景後

平入町家に附属する車庫の建替え
・屋根：和瓦葺き（いぶし銀）
・外壁：漆喰塗り
・車庫扉：木製格子オーバーガレージドア